

# 自動車特定整備事業認証関係業務処理要領

自動車特定整備事業（以下「特定整備事業」という。）の認証関係の業務処理等については、道路運送車両法、同法施行規則及び関係通達によるほか、この要領の定めるところによる。

## 第1 認証の申請等

- 1 特定整備事業の認証の申請並びに変更等に関する届出の提出書類は別表の「自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表」によるものとする。
- 2 変更に係る事項が「対象とする自動車の種類、対象とする整備の種類及び対象とする装置の種類」、「業務の範囲」である場合は、事前にその旨を申請又は届出させ運輸局長の審査を受けるものとする。
- 3 申請書類等は、運輸支局長を経由して運輸局長に提出させるものとする。

## 第2 申請書の受理等

- 1 運輸支局長は、申請並びに変更等に関する届出の提出があったときは、申請書類等に不備がないことを確認のうえ受理し、速やかに運輸局長あて進達するとともに、自動車検査・整備情報システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力するものとする。  
また、運輸支局長等において専決として処理するものについても同様に、システムに必要事項を入力するものとする。  
なお、申請書類等が不備な場合は申請者にその旨を通知し返付するものとする。
- 2 運輸支局長は、前項の規定により申請書類等を返付したときは、その日付け及び理由を明確にしておくこと。

## 第3 認証の審査等

- 1 運輸支局長が行う申請内容等の確認は、書面審査によるものとし、新たに認証を申請する者にあっては、現地確認を行うものとする。
- 2 運輸局長は、申請書類等の進達があった場合はその内容について審査し、認証基準に適合しているときは、認証を行うものとする。

#### **第4 認証書の交付等**

- 1 運輸局長が特定整備事業の認証を行った場合は申請者名、認証番号、認証年月日を、又、第1第2項に係る変更の場合は決裁日を、速やかに運輸支局長を経由して申請者に通知するとともに、システムに必要事項を入力するものとする。
- 2 認証番号は、香川県内に所在地がある事業場は「四運証第50」、徳島県は「四運証第60」、愛媛県は「四運証第70」、高知県は「四運証第80」をそれぞれ冠した一連番号とする。
- 3 特定整備事業の種類に変更があった場合は、認証番号については従前のものとし、認証書の事業の種類欄に各々の認証年月日を括弧書きで併記するものとする。
- 4 運輸局長は、運輸支局長を経由して申請者に対し認証書（第9号様式）の交付を行うものとする。

なお、運輸支局長は交付するにあたっては申請者に対し法令の遵守、適正な整備の実施、健全な事業運営の励行など基本事項について指導を行うものとする。

#### **第5 認証申請者に対する指導**

- 1 各県自動車整備振興会において、申請者に対する事前指導を行う場合は認証基準に関する現地指導、申請書類の作成指導及び申請手続等について十分指導を行うものとする。
- 2 各県自動車整備振興会は、申請者に対して道路運送車両法関係法令をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止関係法令等の遵守について十分指導を行うものとする。

## **附 則**

- 1 この要領は、平成元年4月1日から実施する。
- 2 「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」（昭和58年7月18日・高陸整第230号）は、平成元年3月31日限り廃止する。
- 3 平成元年3月31日以前に認証を受けた事業者であって、第4第2項の認証番号に枝番号があるものについては、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前通りとする。

## **附 則** (平成7年5月25日四運整整第129号)

- 1 この要領は、平成7年7月1日から実施する。
- 2 平成7年6月30日以前に普通認証を受けた事業者は、平成7年7月1日より対象とする自動車に普通（乗用）が追加となるが、認証書については書き換えるまでの間はなお従前のとおりとする。
- 3 「機械、計器、工具一覧表」（第7号様式）中サーキットテスタ、充電器、ハンディ・バキューム・ポンプ、ダイヤル・ゲージ（いわゆる代替機器）については、従来使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれボルト・メータ又はアンペア・メータ、バッテリ・テスタ、バキューム・テスタ、ダイヤル・ゲージ付トースカンであってもそれらの機器とみなす。

## **附 則** (平成9年2月20日四運整整第38号)

- 1 この要領は、平成9年2月20日から実施する。
- 2 平成9年2月20日以前に認証を受けた事業者において、認証書を書き換えるまでの間は、なお従前のとおりとする。

## **附 則** (平成10年3月19日四運整整第77号)

- 1 この要領は、平成10年4月1日から実施する。

## **附 則** (平成10年11月20日四運整整第363号)

- 1 この要領は、平成10年11月24日から実施する。

## **附 則** (平成12年3月14日四運整整第83号)

- 1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

**附 則** (平成12年9月29日四運整整第313号)

- 1 この要領は、平成12年10月1日から実施する。

**附 則** (平成14年8月19日四運技整第47号)

- 1 この要領は、平成14年9月1日から実施する。

**附 則** (平成15年6月16日四運技整第93号)

- 1 この要領は、平成15年6月16日から実施する。

**附 則** (平成17年11月1日四運技整第215号)

- 1 この要領は、平成17年11月1日から実施する。

**附 則** (平成22年3月16日四運技整第352号)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

**附 則** (平成25年3月22日四運技整第398号)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。

**附 則** (平成27年3月19日四運技整第343号)

- 1 この要領は、平成27年3月19日から実施する。

**附 則** (令和元年7月31日四運技整第104号)

- 1 この要領は、令和元年7月31日から実施する。

ただし、この通達による改正後の要領にかかわらず、当分の間、なお従前の要領によることができる。

**附 則** (令和2年3月30日四運技整第372号)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。

ただし、この通達による改正後の要領（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、なお従前の要領によることができる。